

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年7月16日

今治市長 徳永 繁樹

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積	経営管理権の存続期間	備考
松尾1	菊間町松尾277	616-381	畑	0.19	公告の日から 2031.3.31まで	
	菊間町松尾521	616-184-1	山林	0.23 (0.10)	公告の日から 2031.3.31まで	
	菊間町松尾548	616-211	山林	0.37	公告の日から 2031.3.31まで	
	菊間町松尾557	616-220	山林	0.03	公告の日から 2031.3.31まで	
	菊間町松尾641	616-304-1.2	山林	1.75 (0.30)	公告の日から 2031.3.31まで	
	菊間町松尾645番1	616-306-3	山林	0.04	公告の日から 2031.3.31まで	
	菊間町松尾1206	617-166	山林	0.44	公告の日から 2031.3.31まで	
	菊間町松尾1273番1	617-229-1	山林	0.07	公告の日から 2031.3.31まで	
	菊間町松尾1493	617-316	山林	0.56	公告の日から 2031.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ
設定される。